

新

秋田県総合評価落札方式
運用の手引き

平成29年11月
秋 田 県

旧

秋田県総合評価落札方式
運用の手引き

平成29年4月
秋 田 県

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年 7月 7日 制定 ○ 平成21年 7月14日 一部訂正 ○ 平成21年 7月27日 一部訂正 ○ 平成21年 9月 1日 一部改正 ○ 平成21年10月 1日 一部改正 ○ 平成22年 1月29日 一部改正 ○ 平成22年10月 1日 一部改正 ○ 平成23年 4月 1日 一部改正 ○ 平成23年 5月 1日 一部改正 ○ 平成23年 8月 1日 一部改正 ○ 平成24年 4月 1日 一部改正 ○ 平成24年12月 3日 一部改正 ○ 平成26年 4月 1日 一部改正 ○ 平成27年 4月 1日 一部改正 ○ 平成28年 4月 1日 一部改正 ○ 平成29年 4月 1日 一部改正 ○ 平成29年11月 1日 一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年 7月 7日 制定 ○ 平成21年 7月14日 一部訂正 ○ 平成21年 7月27日 一部訂正 ○ 平成21年 9月 1日 一部改正 ○ 平成21年10月 1日 一部改正 ○ 平成22年 1月29日 一部改正 ○ 平成22年10月 1日 一部改正 ○ 平成23年 4月 1日 一部改正 ○ 平成23年 5月 1日 一部改正 ○ 平成23年 8月 1日 一部改正 ○ 平成24年 4月 1日 一部改正 ○ 平成24年12月 3日 一部改正 ○ 平成26年 4月 1日 一部改正 ○ 平成27年 4月 1日 一部改正 ○ 平成28年 4月 1日 一部改正 ○ 平成29年 4月 1日 一部改正

新

秋田県総合評価落札方式の試行について

改訂概要

実績等評価項目のうち、次の項目を改正しています。

- 1) 「災害時の配備体制及び訓練実績」について、学会・協会等として県に提出されている「連絡系統図」又は「配備体制図」により評価する内容に変更した。

また、細部運用につきまして加除修正を加えています。詳しくは運用の手引きをご覧ください。

適用時期及び対象工事

上記改正の適用時期及び総合評価落札方式の対象工事については、次のとおりです。

- **適用時期**
平成29年11月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。
- **対象工事**
特に小規模な工事や緊急を要する工事を除き、原則として請負対応額が4千万円以上の工事のうち、企業及び技術者の技術力等を求める工事を中心に適用します。

総合評価の評価方式

評価方式は、工事特性（規模、技術的難易度、施工上の課題）及び社会的要請等に応じて、次の何れかの方式を選択します。

- **簡易型**
技術的工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することは重要なことから、企業の施工実績や配置予定技術者の能力、地域貢献度等により評価を行う方式です。
- **施工計画型**
施工上の課題や品質の確認方法等について、より高い効果を実現するため、工程管理、品質管理及び安全対策等に関する「簡易な施工計画」を求めて評価を行う方式です。
- **技術提案型**
技術的工夫の大きい工事において、工事目的物の品質・性能の確保及び現場における課題解決を図るため、強度・耐久性の確保、環境への配慮、ライフサイクルコストの縮減等に関する「技術提案」を求めて評価を行う方式です。



旧

秋田県総合評価落札方式の試行について

改訂概要

実績等評価項目のうち、次の項目を改正しています。

- 1) 担い手の育成に関する取組みを促進するため、「若手技術者の育成」について、若手及び女性技術者の配置を評価する内容に変更した。
- 2) 担い手の確保に関する取組みを促進するため、従来の「企業の雇用に関する実績」に加え、「企業の雇用に関する姿勢」を評価する項目を追加し、受注者による選択制とした。
- 3) 低入札受注等の抑止策として、マイナス評価項目を追加した。

また、細部運用につきまして加除修正を加えています。詳しくは運用の手引きをご覧ください。

適用時期及び対象工事

上記改正の適用時期及び総合評価落札方式の対象工事については、次のとおりです。

- **適用時期**
平成29年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。
- **対象工事**
特に小規模な工事や緊急を要する工事を除き、原則として請負対応額が4千万円以上の工事のうち、企業及び技術者の技術力等を求める工事を中心に適用します。

総合評価の評価方式

評価方式は、工事特性（規模、技術的難易度、施工上の課題）及び社会的要請等に応じて、次の何れかの方式を選択します。

- **簡易型**
技術的工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することは重要なことから、企業の施工実績や配置予定技術者の能力、地域貢献度等により評価を行う方式です。
- **施工計画型**
施工上の課題や品質の確認方法等について、より高い効果を実現するため、工程管理、品質管理及び安全対策等に関する「簡易な施工計画」を求めて評価を行う方式です。
- **技術提案型**
技術的工夫の大きい工事において、工事目的物の品質・性能の確保及び現場における課題解決を図るため、強度・耐久性の確保、環境への配慮、ライフサイクルコストの縮減等に関する「技術提案」を求めて評価を行う方式です。



新	旧																								
<p>V 地域防災力に関する評価の運用事項</p> <p>標準：◎ 法面：◎ 建築：◎ 4千万未満土木：◎</p> <p>16. 災害時の配備体制及び訓練実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価内容</th> <th>評価基準</th> <th>基準配点</th> <th>得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害時の配備体制及び訓練実績の有無</td> <td>a. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内の実績の場合)</td> <td>2.0</td> <td rowspan="3">2.0</td> </tr> <tr> <td>b. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内以外の実績の場合)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>c. 上記以外</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価のポイント：災害時における企業の配備体制及び訓練実績を評価する。</p> <p>評価に関する運用事項</p> <p>①訓練実績は、直前1ヶ年度及び技術資料提出期限日までの実績を対象とする。 ②入札公告日までに秋田県と災害協定を締結している学会・協会等の会員であり、配備体制と訓練実績の両方の条件を満足した場合に評価する。 ③企業が自主的に実施した訓練実績に限定し、国、県及び市区町村等が主導的に実施したものに参加した実績は対象外とする。 ④企業が工事単位で行った訓練実績は対象外とする。 ⑤配備体制とは、災害時の災害対応活動に一定の役割を果たすことができる体制のことをいい、連絡系統図又は配備体制図により評価する。 ⑥「連絡系統図」とは、担当者、連絡先が明記されている資料で、学会・協会等として協定で定める提出先に提出されているものとする。 ⑦「配備体制図」とは、災害時にパトロールする区域や路線、担当者名、連絡先が明記されている資料で、年度当初に建設業協会の支部等として地域振興局建設部に提出されているものとする。 ⑧訓練実績については、建設業における地域防災力の向上に寄与する災害時の配備訓練等の実績説明資料により評価する。 ○土のう積み、シート張り、木流しなどの水防工法の実施や、重機・人員の提供、災害発生時を想定した点検・パトロール等の実施状況がわかる写真 ○地域自治体職員や地元住民の証言等により、上記内容の実施が確認できる資料 ⑨実働を伴わない情報伝達訓練等については、⑧のような地域防災力の向上に主眼を置いた活動ではないことから、評価対象としない。 ⑩企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。</p> <p>技術資料作成時の留意事項</p> <p>①共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者又は構成員のいずれかの実績を代表して記載する。 ②記載様式は、別記様式3-4とする。 ③合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。</p>	評価内容	評価基準	基準配点	得点	災害時の配備体制及び訓練実績の有無	a. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内の実績の場合)	2.0	2.0	b. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内以外の実績の場合)	1.0	c. 上記以外	0.0	<p>V 地域防災力に関する評価の運用事項</p> <p>標準：◎ 法面：◎ 建築：◎ 4千万未満土木：◎</p> <p>16. 災害時の配備体制及び訓練実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価内容</th> <th>評価基準</th> <th>基準配点</th> <th>得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害時の配備体制及び訓練実績の有無</td> <td>a. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内の実績の場合)</td> <td>2.0</td> <td rowspan="3">2.0</td> </tr> <tr> <td>b. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内以外の実績の場合)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>c. 上記以外</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価のポイント：災害時における企業の配備体制及び訓練実績を評価する。</p> <p>評価に関する運用事項</p> <p>①訓練実績は、直前1ヶ年度及び技術資料提出期限日までの実績を対象とする。 ②入札公告日までに秋田県と災害協定を締結（秋田県と災害協定を締結している協会等の会員を含む）し、配備体制と訓練実績の両方の条件を満足した場合に評価する。 ③企業が自主的に実施した訓練実績に限定し、国、県及び市区町村等が主導的に実施したものに参加した実績は対象外とする。 ④企業が工事単位で行った訓練実績は対象外とする。 ⑤配備体制とは、災害時の災害対応活動に一定の役割を果たすことができる体制のことをいい、配備体制図により評価する。 ⑥「配備体制図」とは、災害時にパトロールする区域や路線、担当者名、連絡先が明記されている資料で、年度当初に地域振興局建設部に建設業協会の支部等として提出するものとする。 ⑦訓練実績については、建設業における地域防災力の向上に寄与する災害時の配備訓練等の実績説明資料により評価する。 ○土のう積み、シート張り、木流しなどの水防工法の実施や、重機・人員の提供、災害発生時を想定した点検・パトロール等の実施状況がわかる写真 ○地域自治体職員や地元住民の証言等により、上記内容の実施が確認できる資料 ⑧実働を伴わない情報伝達訓練等については、⑦のような地域防災力の向上に主眼を置いた活動ではないことから、評価対象としない。 ⑨企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。</p> <p>技術資料作成時の留意事項</p> <p>①共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者又は構成員のいずれかの実績を代表して記載する。 ②記載様式は、別記様式3-4とする。 ③合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。</p>	評価内容	評価基準	基準配点	得点	災害時の配備体制及び訓練実績の有無	a. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内の実績の場合)	2.0	2.0	b. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内以外の実績の場合)	1.0	c. 上記以外	0.0
評価内容	評価基準	基準配点	得点																						
災害時の配備体制及び訓練実績の有無	a. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内の実績の場合)	2.0	2.0																						
	b. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内以外の実績の場合)	1.0																							
	c. 上記以外	0.0																							
評価内容	評価基準	基準配点	得点																						
災害時の配備体制及び訓練実績の有無	a. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内の実績の場合)	2.0	2.0																						
	b. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内以外の実績の場合)	1.0																							
	c. 上記以外	0.0																							